

高額療養費制度の改正に伴う「付加給付」の見直し

- 「健康保険法の一部を改正する法律案」の成立(2026 年 8 月 1 日施行)に伴い、「高額療養費」について、「所得に応じた自己負担額の月額上限額の引上げ」および「年間上限が新設」されました。
- 当組合では「高額療養費」に関して、独自に「付加給付制度」を実施していますが、上記法改正に合わせて、当制度を被保険者の自己負担額をより軽減する内容に見直しました。

ポイント	・法改正により高額療養費制度における自己負担限度額が引上げ(窓口負担額が増加)。 ・一方、当組合では独自に付加給付制度を実施。当制度をこれまでの「所得に応じた額を超える額」から「一律 30,000 円を超える額」を給付する制度へ見直し。 ⇒これにより、これまで以上に自己負担額の軽減を実現。
------	---

※高額療養費制度…病気やけがによる入院・手術などで家計への負担が大きな医療費が発生した場合に、自己負担額を一定額までに抑える制度

1. 法改正の内容

- 下表のとおり「自己負担額の上限の引上げ」「自己負担額の年間上限の新設」がなされました。

(例)年収 500 万円の方について 100 万円の医療費が毎月 1 回年間 12 回発生した場合

- ・月単位の自己負担(窓口負担) … 87,430 円 → 92,940 円 (+ 5,510 円)
- ・年間の自己負担額 … 661,890 円 → 530,000 円 (▲131,890 円)

項目	改正内容		
月単位の自己負担額の上限(引上げ)	・所得に応じた自己負担額の上限を引上げ。		
	所得(年収目安)	改正前(～2026 年 7 月)	改正後(2026 年 8 月～)
	約 1,160 万円～	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%	270,300 円 + (医療費 - 901,000 円) × 1%
	約 770 ～ 1,160 万円	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%	179,100 円 + (医療費 - 597,000 円) × 1%
	約 370 ～ 770 万円 ～約 370 万円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% 57,600 円	85,800 円 + (医療費 - 286,000 円) × 1% 61,500 円
自己負担額の年間上限(新設)	・自己負担額の年間上限を新設。		
	所得(年収目安)	年間上限額(4 回目以降自己負担限度額 × 12 カ月分)	
	約 1,160 万円～	1,680,000 円(≒ 140,100 円 × 12 カ月)	
	約 770 ～ 1,160 万円 ～約 770 万円	1,110,000 円(≒ 93,000 円 × 12 カ月) 530,000 円(≒ 44,400 円 × 12 カ月)	

2. 当組合の「付加給付」の改定

- 当組合で独自に実施している「付加給付制度」につき、下表のとおり「所得に応じた額を超える額」から「一律 30,000 円を超える額」を給付する制度へ見直しました。

項目	改正内容		
月単位の自己負担額の上限(引上げ)	・所得に応じた自己負担額の上限を一律「30,000 円」に見直し。		
	標準報酬月額	改定前	改定後
	83 万円～	100,000 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%	(一律) 30,000 円
	53 ～ 79 万円	60,000 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%	
	28 ～ 50 万円	30,000 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%	
	～26 万円	30,000 円	

3. 改正実施日

○2026 年 10 月 1 日

- ※1. 「組合規約」および「高額療養費支給手続規程」を改正しました。
- ※2. 法改正に伴い8月診療分から自己負担(窓口負担)額が変更になりますが、8月診療分の付加給付は10月にお支払いしますので、10月1日付改正となります。
- ※3. 法改正により新設された「自己負担額の年間上限」の「年間」は、8月1日から翌年7月までです。

4. 翌(2027)年8月1日付法改正と当組合の「付加給付制度」の見直し

(1) 法改正の概要と「付加給付制度」の見直し要否

- 健康保険法は、翌年(2027 年)8 月 1 日にも改正され、「月単位の自己負担額の上限」について、所得区分がさらに細分化されることになっています。
- 今般、当組合の「付加給付制度」は、「月単位の自己負担額の上限」を所得区分に関係なく「一律 30,000 円」としたので、上記法改正が実施されてもこの点での当制度の変更は行いません。

(2) 「被扶養者」の対象追加

- 一方、現行の「付加給付制度」は、被保険者のみを対象とし、被扶養者を対象としていないため、病気やけがによる入院・手術などで家計への負担が大きな医療費が発生した場合の組合員のみなさまの支援という点で十分ではなかったとも言えます。
- このため、翌年(2027 年)8 月 1 日に被扶養者を対象とするよう「付加給付制度」を改正します。
 - ※今般の「付加給付制度」の見直しのなかで、本件を同時に実施しないのは、被扶養者に支払う付加給付は「家族療養費付加金」という支払科目が必要であるところ、当健保では当年度にこの科目を持っておらず、次年度の予算のなかであらたに設置する必要があるためです。
 - ※2027 年 2 月に開催する組合会において、付加給付制度にあらたに被扶養者を対象とすることについて、「組合規約」および「高額療養費支給手続規程」等の改正、および、「家族療養費付加金」を新設する予算について審議・承認を得ることを前提とします。

以上
